

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録

申請の手引き

令和5年7月

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

<目次>

1	たんの吸引の業務ができるまで・	1
2	登録特定行為事業者の登録申請について・	2～3
3	提出先・問合せ先	4

1 たんの吸引の業務ができるまで

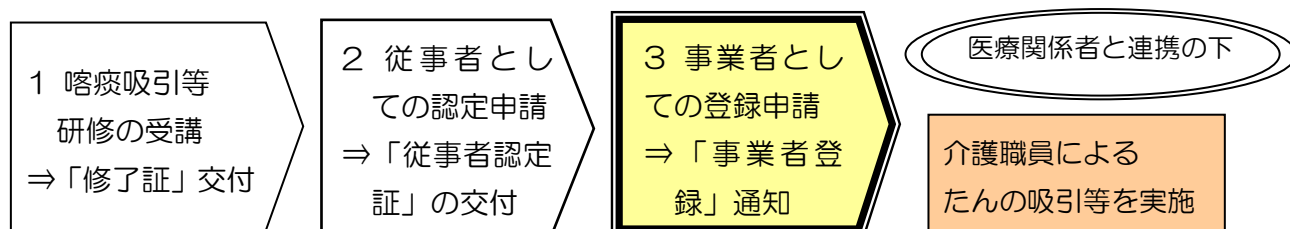
平成 24 年 4 月 1 日に「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）の一部が改正されました。

この改正により、介護職員等がたんの吸引等を行うためには、

- ◎法に定められた研修(喀痰吸引等研修)を受講し、
- ◎都道府県から認定特定行為業務従事者の認定を受け
- ◎認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施する「事業者」としての登録を受ける
(＝登録特定行為事業者としての登録)

手続きが必要になりました。

登録特定行為事業者としての登録を行うことにより、はじめて利用者へのたんの吸引等のサービスを提供することができます。



※ 平成 23 年度末までに、一定の要件の下でたんの吸引等を行っていた場合（経過措置）

「認定特定行為業務従事者証（経過措置）」の発行された介護職員が、たんの吸引の吸引を行う場合にも、所属事業所は登録特定行為事業者としての登録を行うことで、はじめて利用者へのたんの吸引等のサービスを提供することができます。

2 登録特定行為事業者の登録申請について

個人・法人に関わらず、介護職員等によるたんの吸引等を実施する場合は、事業者の登録を受ける必要があります。

(1) 対象事業者

都内に所在する事業所で、介護職員等によるたんの吸引等の業務を行おうとする事業者。

※ 申請は事業所の指定単位ごとに行ってください。

※ 医療的ケア実施体制が充実しており介護職員等が実施する必要性に乏しい場合（病院又は診療所等）は登録事業所の対象外です。

(2) 申請書類（新規の登録申請）

	申請書類等	様式	備考
1	提出書類一覧		
2	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書	第1号様式	
3	設置者に関する書類		法人の場合：定款又は寄付行為 及び 登記事項証明書 個人の場合：住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
4	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	第1号様式-1	従事者認定証の写しを添付して下さい
5	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号に該当しない旨の誓約書	第1号様式-2	
6	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	第1号様式-3	(3)登録適合書類について参照
7	返信用封筒	角2(A4サイズ)	120円切手貼付し、住所・事業所名を記載して下さい

申請書類や登録適合書類の参考様式は、東京都福祉局のホームページに掲載しています。

【特定行為事業者の登録について】

「東京都福祉局 HP>障害者>事業者の方へ>介護職員等によるたんの吸引等の実施について
>特定行為事業者の登録について」

<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuin/jigyoshatouroku.html>

(3)「登録適合書類」 について

法令等で定める下記の登録基準を満たしていることを、書類により確認します。

☆登録基準（法第 48 条の5、省令附則第 26 の3）

- ① 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されていること
 - ・医師の文書による指示
 - ・医療関係者との連携確保及び役割分担
 - ・喀痰吸引等計画書の作成
 - ・喀痰吸引等実施状況報告書の作成・提出
 - ・急変時等の対応
 - ・業務方法書の作成
- ② 医療的ケアを安全かつ適正に実施するための必要な措置が講じられていること
 - ・安全委員会の設置、研修体制の整備その他の安全体制の確保
 - ・備品等の確保
 - ・衛生的な管理及び感染症予防措置
 - ・対象者又はその家族等への説明と同意
 - ・秘密の保持

等

※ 基準を満たすことが確認できる書類（医師の指示書、連携・連絡体制が分かるものを作成し、様式第 1 号-3 に添付して提出してください。

(4) その他

①「従事者認定証の写し」 について

- ・認定申請中の場合は、提出書類一覧の写しを添付して下さい。（登録は認定後に実施します）
- ・保健師、助産師、看護師又は准看護師等が介護職員として従事する場合、資格免許証の写しを添付して下さい

② 登録のスケジュールについて

申請された書類を審査し、申請を受理します。受理後 1 ～ 2 ヶ月後に登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書を送付します。

(5) 登録後の変更手続き等

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）として登録後、登録した内容に変更が生じる場合は、手続きが必要です。詳細はHPの「3 登録内容の更新・変更」をご確認下さい。

	申請書類	様式	例
登録内容の変更	変更登録届出書	第 4 号様式	事業所住所の変更、名簿(第 1 号様式-1)の変更
実施行為の追加	登録更新届出書	第 5 号様式	「口腔内の喀痰吸引」登録後、介護職員等が「経鼻経管栄養」の認定を受けた
登録の辞退	登録辞退届出書	第 6 号様式	登録を受けた行為の全部または一部を行う必要がなくなったとき

3 提出先・問合せ先

(1) 申請書類の提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

- ※1 申請書類送付の際は、下記の「宛先票」をご活用ください
- ※2 介護保険法のための指定を受けている事業所の方は、東京都福祉保健財団あてに申請書を提出してください。
【東京都福祉保健財団HP】
<http://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/index.html>

(2) お問合せ先

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1666082960473>

宛先票 ※切り取ってご活用下さい。

登録特定行為事業者登録申請関係書類（たん吸引）在中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 宛て